（様式第１号別紙）

水俣市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び水俣市から求められた場合には、それに応じます。

２　居住地等その他地方就職支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。

３　以下の場合には、県実施要領及び要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）（在学中に交通費を申請する場合）地方就職支援金の申請日から１年以内に、要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

（３）（在学中に交通費を申請する場合）地方就職支援金の申請日から１年以内に、水俣市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に水俣市に住民票がある場合を除く）：全額

（４）就業開始日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から３カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年未満で水俣市から転出した場合：全額

（６）転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内で水俣市から転出した場合：半額

※（５）（６）に関して、住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

【個人情報の取扱い】

　熊本県及び水俣市は、熊本県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　熊本県及び水俣市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する熊本県地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　熊本県及び水俣市は、熊本県地方就職学生支援事業の返還事由の該当の有無のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

　　　　　　　　　　　　　　【署名欄】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名